平成２８年（フ）第２５４号
北海道旭川市永山５条８丁目３番20号　ノーブル102号室
債務者　鎌田　睦夫
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
福井県南条郡南越前町鋳物師21―11―１、住民票上の住所福井県鯖江市丸山町１丁目３番20―１号
債務者　中村　謙一
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本晋太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０６９号
名古屋市守山区森孝１丁目1711番地　サカイビルＦａｃｅ―Ｍ　２Ａ号、従前の住所名古屋市守山区町北14番20号
債務者　大澄　卓爾
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
京都府綾部市睦合町在中３番地
債務者　谷垣　　毅
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
北海道旭川市東６条９丁目１番６号
債務者　石川　和徳
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
長野県松本市大字空港東9052番地１　ハイツやまびこＧ
債務者　荻原　　博
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５１号
三重県松阪市大黒田町414番地19、前住所三重県松阪市黒田町７番地２
債務者　大槻マリテスこと大槻マリテス　トラボットこと　トゥラボットオオツキ，マリテス
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　英俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１５７９号
埼玉県戸田市笹目４丁目26番地の２　（ナカジマコーポ101号室）
債務者　今　　尚美（旧姓平林）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍　由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　Ｍスタイル306号
債務者　湯地　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畝原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　Ｍスタイル306号
債務者　湯地　真衣（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畝原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５号
北海道苫小牧市澄川町２丁目７番21号
債務者　佐々木克美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５７号
宮城県角田市尾山字北田100番地５
債務者　清野　裕太
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第６５号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山113番地32　レジデンス大津101
債務者　大野健太郎
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第７５号
秋田県大館市字水門前126番地、１―22号
債務者　立山　輝美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１６号
千葉県佐倉市野狐台町49、住民票上の住所東京都足立区青井３丁目５番26―205号
債務者　野中　奈保（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３５８号
新潟市中央区寄居町697番地１　マンション北陸302号、前住所新潟市中央区上大川前通８番町1253番地　パレスマンション多門308号
債務者　デラ　クルーズ　マーリン　アバナグ
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９３号
新潟市東区大形本町３丁目１番53号　ネオブリーズ201号、前住所新潟県新発田市富塚町１丁目17番８号３　サンクス・ガーデン404
債務者　本間　裕美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部